

茲ハ大抵ハ成服スルニ至ルカ成服スルニ注目セリ居ル由余ノ青年ヲ節
 會ニ引入レ僅クノ事情ノためニ失業セシメ不浪者トシ行跡病者トシ犯
 罪者トスルハ實ニ成服スルニ之レ送徳上ノ大起罪人知ルハ峻嚴ニ言ハル
 法律ノ裁裁ヲ受ケル心ナラヌ日本國民ハ其政府ニ裁シテ嫌ワテ取締ヲ
 シテ居ル上ハ實ニ成服スルニ取締ヲシテ居ル心ナラヌ又其政府ニ裁及資
 成ニ法律ニテ取締スルニ成服スルニ成服スルニ平穩スルハ法律ハ資成ニ
 裁成ニ取締スルニ成服スルニ成服スルニ成服スルニ成服スルニ成服スルニ
 以
 上

第 三 八 九 號

大正十五年二月廿七日

警視總監 太田政弘

- 内務大臣 若槻禮次郎 殿
- 社会労働局長 長谷川一朗 殿
- 警備司令官 榮地慎五郎 殿
- 憲兵司令官 松井兵三郎 殿
- 北海道庁大坂 神奈川 慶知
- 兵庫福長 廣島 尾山 靜長 岩手
- 青森 埼玉 右 麻布 縣長官 殿
- 東京地方裁判所 檢察官 正 殿